２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　土地等の配置及び規模を示す図面

二　当該貸付けに係る契約の契約書案

三　その他文部科学大臣が必要と認める書類

（文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第二条　文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年文部科学省令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

附　則

この省令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○文部科学省令第二十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

文部科学大臣　永岡　桂子

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四十五条の二　小学校には、研修主事を置くことができる。 ２　研修主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。 ３　研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	［条を加える。］
第四十七条　小学校においては、前四条に規定する教務主任、学年主任、保健主事、研修主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。	**第四十七条**　小学校においては、前三条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十八項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

文部科学大臣　永岡　桂子

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 10　免許法附則第十八項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。	**附　則** 10　免許法附則第十八項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
備考 一～三　［略］ 四　幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める最低在職年数に加え、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数が二年以上（勤務時間の合計が二千八百八十時間以上の場合に限る。）あるときは、第二号イ及びホに定める科目について、それぞれ一単位を修得したものとみなして、この表を適用する。 五～七　［略］	備考 一～三　［同上］ ［号を加える。］ 四～六　［同上］				

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。